

## 令和4年第1回稲城市教育委員会臨時会

1 令和4年7月19日、午後5時15分から、市役所6階601・602会議室において、令和4年第1回稲城市教育委員会臨時会を開催する。

1 教育長及び出席委員は、次のとおりである。

加藤 明（教育長）

今泉 浩史

杉本 真紀子

吉田 伸幸

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長 佐藤 知子

教育指導担当部長 岸 知聡

教育総務課長 長崎 健

学務課長 町田 義信

指導課長 高橋 達也

生涯学習課長 工藤 紀

学校給食課長 佐藤 由美子

図書館課長 久野 由人

1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

(1) 日程第1 会議録署名委員の指名

(2) 日程第2 会期の決定

(3) 日程第3 第19号議案

「稲城市教育委員会教育長の辞職同意について」

(4) 日程第4 第20号議案

「稲城市教育委員会教育長職務代理者の権限に属する事務の委任等に関する規程」

教育長 　ただ今から、令和4年第1回稲城市教育委員会臨時会を開催いたします。  
はじめに、本日は三戸委員より欠席する旨の届け出がありますのでご報告申し上げます。

　なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、本会を開催いたします。

　それでは、日程第1　本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

　前例に従いまして教育長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

教育長 　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は杉本委員にお願いいたします。

　次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

教育長 　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

　次に、日程第3　第19号議案「稲城市教育委員会教育長の辞職同意について」を議題といたします。

　これにつきましては、私のことでありまして、昨年来からこのくらいの時期で辞任しようかと内々に考えておりました。特に体が悪いということではありません。ただ、自分との葛藤の中でやはり、辞める時期については自分で判断して、この時期が最適ではないかなという形で、7月末に辞任したいと考えておりました。これについては、他の職員にも一言も話しておりませんし、私自身で決めたことでもあります。

　そして、この辞任が承認されれば、一市民ということになります。私としては稲城市で生まれて、稲城市で学校に行き、稲城市で就職して約38年間というのが第1クール。それで今、第2クールがこの教育長という職でございます。おそらく再々登板はないと思っておりますので、地域に戻って様々なことをやってみたいと思っております。

　私は稲城市を愛しておりますので、子どもたちが稲城市に在学しているときに、稲城市がこういうような都市でありまちであり、これが大人になって稲城市という郷土を愛していただければよろしいのではないかなと思っております。

　それでは、議事を続けさせていただきます。

　第19号議案は人事案件であることから、非公開といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

教 育 長      ご異議なしと認めます。よって第 19 号議案は非公開審議といたします。  
また、本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
第 14 条第 6 項に基づき、自己に関する事件については、その議事に参与す  
ることができないこととされていますので、私は退席させていただきます。  
以後の進行については、同法第 13 条第 2 項に基づき、教育長職務代理者  
の今泉委員をお願いをしたいと思います。今泉委員お願いいたします。  
暫時休憩いたします。

( 暫時休憩 )

※加藤教育長及び関係者以外の職員と傍聴者は退室する。

(これより第 19 号議案は非公開審議)

---

(非公開審議会議録は別紙)

---

(これにて第 19 号議案の非公開審議は終了)

( 暫時休憩 )

※ 退室した職員と傍聴者が入室する。(加藤教育長は除く。)

教育長職務代理者      再開いたします。  
これより、第 19 号議案「稲城市教育委員会教育長の辞職同意について」  
を採決いたします。  
本案を原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手多数 )

教育長職務代理者      挙手多数であります。よって、第 19 号議案は原案のとおり同意いたしま  
した。  
それでは、加藤教育長に入室をいただき、進行を教育長をお願いをいた  
します。暫時休憩いたします。

( 暫時休憩 )

※加藤教育長入室

教 育 長      再開いたします。

次に、日程第4 第20号議案「稲城市教育委員会教育長職務代理者の権限に属する事務の委任等に関する規程」を議題といたします。

本案につきましては、稲城市教育委員会教育長職務代理者の権限に属する事務の委任又は臨時代理に関し必要な事項を定めるため、提出するものです。

詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。

教育総務課長。

教育総務課長

では、第20号議案「稲城市教育委員会教育長職務代理者の権限に属する事務の委任等に関する規程」の制定について、説明申し上げます。

資料の4ページをご覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条文がございますが、第十三条の第二項に、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」とされてございます。

しかしながら、教育委員は非常勤の職ということで、常勤の職員として教育長の担っている職務を全て行うのは難しいという部分がございます。

このため、同法律の第二十五条第四項の規定に基づいて、教育長職務代理者が担う事務の一部を事務局職員等に委任できるとされております。

こちら、第二十五条第四項につきましては、「教育長は」となっておりますが、教育長職務代理者が職務を担う場合につきましても同様に事務を委任できるということになってございます。

以上のことから今回、「稲城市教育委員会教育長職務代理者の権限に属する事務の委任等に関する規程」を制定し、事務局職員に事務を委任、又は臨時に代理をさせることができるよう、必要な事項を定めるものでございます。

お戻りいただきまして、3ページの議案概要説明書をお願いいたします。

概要でございますが、こちらただ今説明いたしました内容でございます。

続きまして、主な内容でございます。第1条につきましては、規程の趣旨を定めてございます。

第2条につきましては、事務の委任等について規定しております。教育長職務代理者が、次に掲げる二つの事務につきまして、稲城市教育委員会事務局教育部長（教育部長に事故があるとき、又は教育部長が欠けたときは、同教育総務課長）に委任し、又は臨時に代理することができる旨を規定するものでございます。

委任する事務の一つ目としましては、稲城市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第1条の規定により教育長に委任された事務、二つ目といたしまして、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程第3条の規定により教育長が決裁することができる事務、この二つについて事務を委任することができるようにするものでございます。

この二つの規程の例規につきましては、資料の4ページ、及び5ページに記載してございます。

最後に、施行期日につきましては、公布の日から施行するものでござい

ます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

教育長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

杉本委員。

杉本委員 今この議案が提案されていることについて、長い教育委員会の歴史の中では、こういった職務代理がどこまでするかについて、また職務を事務局のほうにどこまで代理していただくか等について、必要だったことがあったかと思いますが、これは新教育長制度になってからこのような規定を本市教育委員会では定めていなかったもので、今、必要あってという理解でよろしいでしょうか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 旧制度におきましては、教育長の職務代理者は事務局の職員になるということでもございましたので、その規定に基づいて本市の規則を作っておりまして、事務局の職員が、誰が事務を執り行うのか、順位を示して規定していたところでございます。

新教育長制度になりまして、職務代理者は委員の中から教育長が指名することとなりましたので、事務をどう執り行うかということについては、規則としては、稲城市では規定がなかったところでございます。

委員のおっしゃるとおり、本市において必要であろうということで、この臨時会のタイミングで出させていただいたところでございます。

以上でございます。

教育長 ほかに。

ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第20号議案「稲城市教育委員会教育長職務代理者の権限に属する事務の委任等に関する規程」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

教育長 挙手全員であります。よって、第20号議案は原案のとおり可決いたしました。

教育長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。  
これにて閉会といたします。

(午後 5 時 3 2 分閉会)